

お客さま各位

損害保険ジャパン株式会社
有限会社木下保険事務所

遊漁船業者総合保険の商品改定のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび2024年4月1日以降保険始期契約より、遊漁船業者総合保険の商品改定をさせていただきますことになりました。改定の概要につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 改定する商品

遊漁船業者総合保険（賠償責任保険普通保険約款 遊漁船業者特約条項）

2. 実施時期

2024年4月1日以降保険始期契約から実施いたします。

3. 背景

- 令和4年4月に知床沖で発生した遊覧船の重大事故および近年の遊漁船における死傷事故の増加傾向を踏まえ、遊漁船利用者の安全確保に対する要請が高まっていることから、「遊漁船業者の適正化に関する法律」（以下「改正法」と記載します。）が改正され、令和6年4月1日より施行されます。
- 改正法では、新たな安全管理基準が設けられると共に、遊漁船の利用者に対する安全措置情報の公表の義務化などが実施されます。
- 改正法に適應するため、商品改定を実施いたします。

4. 改定概要

(1) ご契約金額（保険金額）の設定

改正法により、遊漁船利用者の運送中および瀬渡し業務中の損害賠償金について、1名あたりの最低ご契約金額（最低保険金額）が下表のとおり変更になります。

項目	法改正前	法改正後
最低ご契約金額 （最低保険金額）	1名あたり3,000万円×遊漁船の定員数	1名あたり5,000万円×遊漁船の定員数 ただし、瀬渡し業務においては、 1名あたり5,000万円×瀬渡しの利用定員数

（注）瀬渡しの利用定員数とは、1回あたりの遊漁船の輸送人数ではなく、ピストン輸送で輸送した場合における磯などの釣り場の最大利用定員数をいいます。なお、釣り場の最大利用定員数は、遊漁船業者の登録時、更新時および変更時に登録することが求められます。

(2) 告知書の導入

改正法に定められた新たな安全管理基準に沿った運営の実施を確認するために、新規および更改のいずれにおきましても、保険のお引受けにあたって告知書を新たにご提出いただきます。

ご不明点および改定内容の詳細につきましては、下記取扱代理店までお問い合わせください。

【取扱代理店】

以上

有限会社木下保険事務所
〒279-0013 千葉県浦安市日の出 6-2-B-302
フリーダイヤル 0120-120-201
<http://www.kinoshita-hoken.co.jp/fishingboat.html>